

令和6年度 第1回碧南市民病院運営審議会 議事録

1 日時

令和6年7月1日（月） 午後1時30分から午後3時まで

2 場所

市民病院2階 多目的研修室

3 出席者（委員）17名（順不同）

長田和久委員（会長）、齋藤英延委員（副会長）、近藤浩晃委員、榆孝子委員、片伯部裕樹委員、長田和徳委員、原田孝司委員、平松巧委員、山中寛紀委員、新美慶太郎委員、石川徹委員、三島博委員、中村志保委員、角谷亜哉委員、神谷悟志委員、鈴木玲子委員、對馬幸司委員

4 欠席者（委員）0名

5 出席者（病院側）13名（事務局担当含まず）

小池市長、杉浦病院長、金澤副院長、鳥居看護部長、永坂経営管理部長、野村医事経営課長、松井管理課長、遠藤施設用度係長、藤浦総務係長、鈴木医事経営課課長補佐、水野医事経営課課長補佐、三島医事経営課課長補佐、山田訪問看護ステーション副看護師長

6 傍聴者

2名（報道関係者0名）

7 内容

(1) 開催・会議の成立について

永坂経営管理部長から開会の宣言があり、本日の出席者数は16名で、全委員の過半数であるため、本日の会議は成立したという報告があった（この後、1名入室のため全員出席となった）。

(2) 傍聴者について

永坂経営管理部長から会議の公開に伴う傍聴について、2名の傍聴者がいるという報告があった。

(3) 市長あいさつ（要旨）

本日は令和5年度の病院事業会計並びに訪問看護特別会計決算や市民病院経営強化プラン進捗状況などについてご審議をお願いします。

碧南市民病院経営強化プランは、昨年の本運営審議会で審議の後、令和5年7月14日の市議会協議会で報告、8月1日よりスタートしている。策定から約1年が経過し、ハイケアユニットの導入、新規加算項目の取得及び医師の確保等、経営強化プランに掲げている各アクションプランを着実に実施しており、その進捗状況について担当より報告する。

市民病院は医師不足やコロナ禍等により患者数が減少基調にあり、経営状況は黒字化が困難な状況が続き、一般会計からの繰入金を増加せざるを得ないような経営状況が続いている。抜本的な経営改善を目指すべく、数値目標や具体的なアクションプランを盛り込んだ経営強化プランを策定した。しかしコロナ禍や物価高騰などの社会情勢や核家族化などのライフスタイルの変化による受診控えもあり、思うように患者数が伸びていない。これらの状況を踏まえ、経営強化プランは毎年度進捗状況報告とともに内容の見直しを行い、着実に経営改善が図られるよう推進していく。

重点政策にも掲げているとおり、「いざという時にも安心できる市民病院へ！」を念頭に、地域の中核病院として「愛され、選ばれうる病院」を目指している。委員の方々のご理解とご支援をお願いする。

(4) 会長の指名

永坂経営管理部長から碧南市病院事業の設置等に関する条例第5条第2項の規定に基づき、長田和久委員が市長から会長に任命されたという報告があった。

(5) 会長あいさつ（要旨）

医師会は市内の診療所等で患者さんを診ているが、市民病院は診療所では診れない方や手術の必要な方など全ての患者さんを診ることができるシステムを作り患者さんを診てもらっていることに感謝している。

先ほど市長も言われたように市民病院は経営状態が良くないと言われているが、医療の最後の砦であるので、皆さんの慎重な審議をお願いします。

(6) 副会長の指名

碧南市病院事業の設置等に関する条例第5条第2項の規定に基づき、会長から碧南歯科医師会会長の齋藤英延委員が指名された。

(7) 病院長あいさつ（要旨）

先程の市長の挨拶のとおり、市民病院の経営状態は非常に苦しい状態にあり、昨年度作成した経営強化プランに則り努力している。また、今年度は新たに10名の医師

を迎えることができた。懸案であった産婦人科の医師を2名、新たに救急科の医師を1名迎えて新年度から新しい体制で活動している。すぐに成果が出るというものではないが少しでも市民のため貢献できるように努力している。

「碧南市、西三河南部西医療圏において良質な医療を提供し続けること」というのがミッションであり、長田会長が言われるとおりのこの地区の医療の最後の砦にならなくてはならない。病院に来る全ての人に「どうもありがとう」と言ってもらえる環境、働く職員が「ここで働けて良かった」と思えるように日々努力していきたいと思っている。

本日は令和5年度碧南市民病院事業会計報告、訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所事業の実績報告と決算、昨年策定した市民病院経営強化プランの進捗状況の報告を行うので審議をお願いします。

(8) 新任委員の紹介

永坂経営管理部長から「碧南市民病院運営審議会名簿」に基づき6名の新任委員の紹介があった。（碧南市医師会会長 長田和久委員、碧南市医師会副会長 近藤浩晃委員、碧南市医師会副会長 榆孝子委員、碧南市連絡委員幹事会代表 平松巧委員、更生保護女性会副会長 中村志保委員、碧南市保育所父母の会連絡協議会会長 角谷亜哉委員）

(以後、長田会長による議事進行)

(9) 議題

ア 議題(1) 令和5年度碧南市病院事業について（報告）

野村医事経営課長から「令和5年度碧南市病院事業報告書」の説明を行った。

質問事項なし。

イ 議題(2) 令和5年度訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業の実績並びに決算について（報告）

野村医事経営課長から「碧南市訪問看護ステーション事業実績」と「碧南市居宅介護支援事業所事業実績」の説明を行った。

質問事項なし。

ウ 議題(3) 碧南市民病院経営強化プランの進捗状況について（報告）

野村医事経営課長から「令和5年度碧南市民病院経営強化プランの進捗状況」の説明を行った。

(委員①)

- ・医療スタッフの働き方改革の特定労務管理対象機関とはどういうものですか。
- ・変形労働時間制とはどういうものですか。

(事務局)

今年度4月から医師の働き方改革により医師も時間外の上限規制の導入が始まりました。この時間は960時間以内で定められていますがすぐに達成できない医療機関については特定労務管理対象機関の指定を受け、何年かかけて960時間の制限を達成することになります。当院もこの指定を受け、複数年かけて960時間以内に収めていきます。救急外来の体制などがあるため徐々に減らしていく仕組みとなっています。医師の時間外を減らすために、今まで医師が担っていた仕事を看護師や他の医療スタッフに徐々にシフトしています。

労働基準法上では8時間を超えると時間外という扱いになりますが、変形労働時間制にすることにより8時間以上の勤務の割り振りが可能になります。4月から医師の宿日直について1日当たり8時間以上の所定の労働時間の割り振りを行っていて、次の日の午後には帰宅してもらう仕組みです。午後に帰る時間を一部宿日直に充てて医師の負担軽減と時間外の削減を行ったものです。

(委員①)

特定労務管理対象機関の指定について、どのくらいの期間で960時間を達成できるのですか。

(事務局)

指定を受ける時に期間が指定されます。当院は一旦3年という指定を受けています。そこで達成できない場合は更に3年間の指定を受けるということを考えています。

(委員①)

医師の時間外労働を減らすために翌日の午後は帰宅するという措置を取っているということでしたが、なかなか帰宅できない場合もあり時間外が増えるということになると思います。現実的にはどうなっていますか。

(事務局)

日常業務の中で時間外というのはどうしても発生してしまいます。時間外の大きな要因の一つが救急外来をするための宿日直です。17時15分から翌日の8

時30分までが拘束時間となり、時間外の対象となりうるため、現在では変形労働時間制を導入し、翌日の午後帰宅という形にし、午後の勤務時間を17時15分からの労働時間に割り振ることで一部時間外の削減と負担軽減につながります。

エ その他

その他の議題等なし。

(以後、永坂経営管理部長による議事進行)

8 次回の運営審議会の開催について

永坂経営管理部長より「令和6年度第2回碧南市民病院運営審議会」は令和7年2月3日の予定であることを連絡した。

9 閉会

永坂経営管理部長により閉会が宣言された。